

第6回厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会議事録（抜粋）

日時：平成22年11月29日（月）

場所：厚生労働省専用第18～20会議室

議題：（1）公益法人からのヒアリング

（財）柔道整復研修試験財団

（財）社会福祉振興・試験センター

（財）こども未来財団

（2）その他

○北沢座長 時間が来ましたので、始めさせていただきます。

まず初めに、私の方から、社会福祉振興・試験センターに対する視点を述べます。この財団は、前回、この前のヒアリングのときと同様に、カテゴリーとしては、指定を受けて、国家試験、有資格者登録業務を実施、受験料、登録料を得ているものに該当します。

それで、視点といたしましては、

- ・資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）の社会的必要をそれぞれどう考えるか
- ・この資格試験、資格登録の事務・事業を独占して行う理由、指定法人とされた経緯とは
- ・公益法人でやらなければならない理由は何か→国または独法で実施する方が適当ではないのか
- ・厚労省が指定法人とした理由は
- ・指定法人にしない場合、どのような弊害が生じると考えるか
- ・介護福祉士の受験料収入は20.5億円超に上る（2009年度）が、高め設定ではないのか→各受験料、登録料の設定水準は→海外の先進国はどんな状況か
- ・事業の透明性、効率性を高めるための施策について
- ・厚労省はサービス向上とコスト引き下げの観点から競争性導入を考えたか、今後も指定法人制の下、独占的に事業を委託していくつもりか
- ・天下り・わたり、契約の状況

以上です。では、始めてください。

○福祉基盤課長 それでは、資料2-1に沿いまして、まず、私、福祉基盤課長から御説明させていただきます。

「社会福祉振興・試験センターの概要」ということでございます。見ていただいたとおり、法人の概要ということで、社会福祉に関する調査研究、啓発、社会福祉施設の経営に必要な援助、各種試験登録に関する事務、介護支援専門員に係る試験に関する事業等を行うというものでございます。

設立自体はかなり古くて、昭和21年ということでございます。

役職員数は、ここにございますが、76人、うち役員が15人、理事長が常勤、理事が12名、うち2名は常勤、監事が2名、職員が61人ということでございます。

なお、こちらの数は22年4月1日現在でございます。その後、22年6月に、常勤理事1及び監事1、いずれも厚生労働省OBでございましたが、退任しております。その後、監事1名は民間の方が入っておりますので、現在では、理事11、うち1名が常勤という形になっております。

なお、現在、厚生労働省OBの役員は2名、理事長と常勤理事の1名おられまして、まだ任期途中ではございますけれども、前大臣の長妻大臣から、OB役員は早期に退職をして、後任は公募させるようにという御指示があり、そのことを踏まえて、本年度末退任予定ということを厚生労働省から要請したというところでございます。

予算額は48億円、国からの補助金等はなしでございます。

主な業務、後ほど御説明いたしますが、各種の試験業務、これは指定業務でございます。それから登録業務、これも指定業務でございます。その他の事業ということで、出版や研修、それから介護支援専門員の試験問題、これは各都道府県からの委託を受けて作成するといった事業をしております。

次のページでございます。3種類の資格試験の概要、まず社会福祉士でございます。こちらは社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格でございます。昭和62年のこの法律の制定に伴ってできた資格制度でございます。当初より、こちらの財団法人が指定法人ということになっております。

この資格でございますが、専門的知識、技術をもって各種の福祉に関する相談に応じ助言をするということで、いわゆるソーシャルワーカーとして幅広い分野で活躍をいただいております。

主としては、下にありますとおり、各種社会福祉施設における生活相談員や、最近では、地域包括支援センター、それから病院の相談員、行政機関における福祉職、ケースワーカー等でございます。

資格の取得方法は、下に書いたとおりでございます。試験に合格して登録するということになっております。

次のページ、社会福祉士国家試験でございますけれども、年1回の筆記試験、これは1月下旬に実施しております。科目はここにあるとおり。試験の実施状況については、受験者数4万3,000人、合格者数1万1,900人、資格者のこれまで登録された方々の人数は13万4,000人という状況でございます。

次に、介護福祉士の概要でございます。社会福祉士と同様の法律に基づく名称独占の国家資格で、専門的知識、技術を持って介護を行うということで、いわゆる介護職員の方のうち中核的な役割を担うものと位置づけられております。主として特別養護老人ホーム、そのほかの社会福祉施設における介護職員、それから訪問介護事業所で在宅介護を行うホームヘルパー等でございます。資格取得方法としては2つございまして、厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する。こちらは国家試験は現在では不要となっております。それから3年以上介護等の業務に従事した者、福祉系高校を卒業した者などが国家試験に合格するというものでございます。

次のページ、国家試験の概要でございます。年1回の試験で、1次試験は筆記試験、2次試験は実技試験、1月下旬、3月上旬に実施しております。科目は、ここにあるとおり。試験については、

受験者数 15 万人と大変受験者数の多い試験でございます。合格者数 7 万 7,000 人。資格を得て登録している者は既に 89 万人になっているという状況でございます。

最後に、精神保健福祉士でございます。こちらは、今の 2 つよりは比較的新しく、精神保健福祉士法、平成 9 年に基づく名称独占の国家資格でございます。専門的知識、技術を持って、精神障害者の社会復帰に関する相談、助言、必要な訓練その他の援助を行うというものでございます。主として精神科病院における相談員・指導員、精神障害者社会復帰施設における相談員・指導員等でございます。

資格取得方法は、下にあるとおり、試験に合格して登録するというものです。

次のページでございますが、国家試験は年 1 回、1 月下旬、試験科目はここにあるとおり。受験者数 7,085 人、合格者数 4,488 人、登録者は 4 万 7,000 人余りとなっております。

3 つの試験について御紹介しましたが、いずれも試験受験者、登録者ともかなり増加してきております。平成 10 年から見ると、21 年度は合計で 3 倍以上ということで、社会のニーズの中で非常に必要とされている国家資格であるということが言えるかと存じます。

次のページでございますが、指定試験機関と指定登録機関制度について、根拠規定は、今、申し上げた各法律によるところでございます。指定要件は、ほかの指定法人とほぼ同じでございますけれども、職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること、また、試験事務の実施に関する計画の適正、確実な実施に必要な経理的、技術的な基礎を有すること等でございます。

次のページでございますが、「指定の必要性」についてでございます。こちらは、やはり試験でございますので、試験問題の質を確保して、問題作成の質を高めるということが大変重要でございます。このノウハウを蓄積していくためには、国の強い関与のもと、同一の組織が継続的に問題作成に当たるということ。また、2 点目でございますけれども、一番心配なのが試験問題等の漏洩でございます。例年、20 万人近くの受験者がいる試験について、こういったことが生じると大変な社会問題ともなりかねません。受験資格の審査、不正行為への対処なども含めて滞りなく実施していくということのためには、一元的に試験事務を行うことが必要であろうということで指定制度を採用したところでございます。

なお、国で実施していない理由ということでございますが、昭和 58 年の第二次臨調において、行政事務の簡素化のため、民間でできることは民間へという方針がございまして、その後のこうした社会福祉士等の試験については民間法人で行っているということでございます。

なお、3 点目でございますが、公益性や効率性という観点から公益法人要件が付されておりました、国の強い関与も規定されているということでございます。

当該財団が指定されている理由。こちらの法人は、設立当初からさまざまな活動をしてきておりました、社会福祉分野に精通しており、試験事務の実施に必要な基礎を持っているということから指定を受けました。以後、20 年が経過しておりました、現在、ノウハウが蓄積されている。特に試験の実施だけではなくて、秘密保持や危機管理という意味でもノウハウが蓄積されているということが言えるかと思えます。

次の 10 ページをごらんいただきたいと思います。こちらの法人で試験事業、登録事業等を行っているわけですが、実は資産の中で幾つかの資産、積立金が積み上がり過ぎているのではないかと課題がございまして、本年 6 月に前長妻大臣の指示を受けまして、積立金を大幅縮減するという計画を立てたところでございます。まず、試験につきましては、試験事業安定積立資産ということで、28 億円、現在でございます。こちらについては、原則として 3 年間で受験生へ還元するというので、そのために受験手数料の大幅な一時的な引き下げをしております。また、社会福祉士については、やや額が大きいということがございまして、5 年間かけて還元し、いずれも全額、積立金を解消するという計画でございます。

このため、受験手数料については全部還元することを前提として試算しまして、22 年度、それぞれ、9,600 円、1 万 2,500 円、1 万 1,500 円だったものを、23 年度以降、5,580 円、1 万 650 円、9,750 円という形で引き下げをするということを考えております。

なお、3 年後、あるいは 5 年後は、この試験の実施のために必要な費用というのを勘案して設定していくということになると思います。ここにその後の額として書いてあるのはあくまでも現時点での推計ということでございまして、その時点で必要な費用というものを勘案して受験手数料を設定することにさせていただきたいと考えております。

登録事業も同様の問題がございまして、介護福祉士登録手数料についても同じように引き下げを行う。また、公益事業を拡充資金等資産 5.1 億円、これは自主財源で積み上がった資産でございますが、福祉介護従事者の資質向上事業に還元するというところでございます。

最後のページは財団の方から説明させていただきます。

○理事長 理事長の田中でございます。

11 ページでございますが、年間の業務スケジュールでございます。右手の方に、1 月に筆記試験がございまして、介護福祉士については、更に合格者に実技試験があり、その後、3 月に合格発表というスケジュールがございまして、その以前の期間は、これを目指して、まず一番上の方は、試験問題の作成というのが 5 月から始まりまして、問題の原案作成、選定、調整、決定というような各段階を、205 人の先生方、延べで 300 回を超える委員会を開催して作成に当たるということでございます。

それから真ん中辺り、これは受験者を確定していくという受付の業務でございまして、特に介護福祉士等は受験資格の確認というのはなかなか大変でございますが、そういった事業を進めるということでございます。

そして、その一番下が、試験の実施の体制を確保するというので、試験会場の確保等を早い時期から進めるというようなスケジュールで年間通しているという状況でございます。

○北沢座長 では、御質問。

私から。昭和 62 年というのは、土光臨調で、民間に任せられるものといった趣旨の臨調を受けてできた。独占的にこの国家試験をやるようになったと理解していいのですか。

○福祉基盤課長 土光臨調は 58 年でございまして、58 年に行政改革に関する第 5 次答申というのが出ております。58 年以降の試験を行うような団体については極力民間でということで、こちら

の資格試験も 62 年につくられておりますので、62 年時点では試験センターということになった。

○北沢座長 少しずれて実施されたと思うのですけれども、それで、当時、これは介護とかやりましたけれども、その次の精神保健福祉士というのができましたね。この平成 9 年の精神保健福祉士のいきさつというのはどうなのですか。

○障害保健対策指導官 精神保健福祉士、これは精神障害者の入院の方々の退院促進とか、地域における暮らしのフォローアップというか、そういう相談に乗るということです。もともとこの資格はなかったのですけれども、精神障害者のそういう重要性にかんがみ、専門的な資格が必要ではないかということで、平成 9 年に法律ができてこの資格をつくったのでございますけれども、そのときに、当然、国家資格でございますから、どこかで国家試験をしなければいけないと。

ただ、当然、相談・指導をやるためには、精神障害者の特性を十分理解した上で、かつ、福祉の制度も全部精通しなければいけない。その面では、知識として社会福祉士と幾つかダブるところがあります。そういうことで、もともと社会福祉士をやっていたこの試験センターに、当然、共通的にやる科目もありますので、お願いして、そこで試験をやっていただくということになったところでございます。

○北沢座長 そういう歴史的経緯から見ますと、本来国がやらなければいけない、もしくは独立行政法人がやるべきという指摘がありますけれども、それが民間法人である公益法人がやると。そして、事業の範囲が増えていったわけですね。現在、またこのような国家試験を考えているとか、予定しているということはあるですか。

○福祉基盤課長 社会福祉の関係では、特段、ほかの試験をとすることは予定しておりません。

○北沢座長 それから受験料とか登録料、これは独占的にやっていますからかなり自由裁量がきくと思うのですけれども、これは先進国の状況、水準から見ると、比べるといかがですか。例えば英国とかドイツとか。

○福祉基盤課長 海外の状況というお題をいただきまして、我々も改めてもう一度見てみたのですけれども、実は介護福祉士、社会福祉士等について、日本と直接比較できるような資格試験制度というのがございまして、なかなか一概に参考になるような数字がなかったというのが実情でございます。

○北沢座長 向こうに、制度的には介護士というのは特にはないのですか。あれば比較できますね。

○福祉人材確保対策室長 そうですね。私ども、御指示を受けて調べてみたのですけれども、国家資格として位置づけられている介護の資格というのは、ドイツに 1 つ、老人介護士と翻訳されることがあるようですが、そういう制度はございます。これはドイツで近年できてきた資格ですけれども、国家資格は、確かにあるのですけれども、国家資格のあり方が全く違っております。ドイツでは、働きながら学校に通うという形で、3 年間かけて資格を取得されるのですけれども、国家試験自体は、我が国のように、統一的な試験を行っているのではなくて、各養成校においてそれぞれで試験をされるということになっておりますので、比較ができなかったということでございます。

○北沢座長 ドイツは州の権限が強いですね。そうすると、州ごとにあるのですか。あるいは一部の州に。

○福祉人材確保対策室長 それは、経緯からすると、各州で資格をつくっていたところ、統一的な国の資格が必要ではないかということで国の資格がつけられたという経緯だと聞いております。しかし、試験は、今、申したようなやり方で行われているということです。

○北沢座長 わかりました。ほかにございますか。

○結城委員 私からは、まず、この団体の収入は主に受験と登録料と考えてよろしいのですか。

○理事長 はい。試験関係はそうです。

○結城委員 では、まずそれを前提に、10 ページ目ですけれども、積立資産、28 億円と 6.4 億円で、23 年度と 26 年度、大幅に還元していますけれども、たまたまこの年に受けた人だけは安く、私も 10 年以上前に両方受けましたが、過去はいいですけれども、これの財の配分というのはどうしたっておかしいのではないですか。本来だったら、これをもっとならすとか。具体的に言うと、2 年生と 1 年生はラッキーだけれども、これから入ってくる生徒はまたこの倍額というのは、説明つくかどうかということがまず 1 点ですね。

それから理事長さんの給料は、ホームページで、これは正しいかどうかわかりませんが、月額 78 万 2,000 円とか、常務理事が 69 万円、これからどうなるかちょっとわかりませんが、今後民間に役員の方を公募するといったとき、この給与規定みたいのが果たして該当するのかが 2 点目。

あと、いろいろ、福祉医療機構で施設を建てるときの保証人みたいのをやっていますね。実際、その事業をここがやる意義というのをまず教えていただきたい。

最後に、研修事業、海外とかもいろいろ事業やっていますけれども、果たしてこういう事業が評価を得ているのかどうか。

4 点、すみませんけれども、教えていただけますでしょうか。

○福祉基盤課長 まず 1 点目、私から、2 点目以降、財団の方からと思います。

1 点目でございますが、こちら、見ていただいたとおり、3 年間、あるいは 5 年間で還元するということでございます。実は、それ以前の考え方としては、もう少し長期的にならして、少しずつ還元していこうということも考えておったのですけれども、積立金の額がかなり大きいということから、前大臣の長妻大臣に、具体的に厳しくご指摘を受けまして、やはりこういう積立金を試験センターにいつまでも置いておくということではなくて、社会福祉士、介護福祉士、今、なり手が少ない、ニーズが高いということでもあるので、受験生へ早いうちに還元すべきだという御指示があって、このようにしたところでございます。

○理事長 2 番目の役員の給与の関係でございますが、これは特に改定ということがなければ、どなたがなってもそのまま引き継ぐというふうに考えております。

それから 3 番目の債務保証の関係でございますが、これは福祉医療機構の貸し付けに当たって個人の保証人をとるということを条件にしていたわけですが、社会福祉法人によっては個人の保証を立てられないということがあったために、かわって試験センターが保証人になるということで、保証料を徴収して保証人になったというのがこれまでの経緯でございますが、実は、国の融資関係の基本の方針も変更になりまして、個人保証、余り重視するなということになりまして、機構の方が

貸し付け条件を改正しまして、今年度からは、個人の保証が立てられなければ利率の上乗せで対応するということになりましたので、当センターの方は新たな保証というものは引き受けないということとなっております。

それから研修事業でございますが、これは幾つかあるのですが、一番長いのが社会福祉施設の職員を対象にした研修でございます、1週間ほど泊まり込みでの合宿研修を行っております、多くの職員に大変意義があるということで大変喜ばれている研修でございます。

○北沢座長 ほかにございますか。

○松原委員 先ほど柔道整復研修財団の財務諸表を見せていただいて、それから今回のセンターの方で。センターの方は大分明確な、いい財務諸表で、めくれば内容が大体把握できると思えました。それで、ちょっと財務諸表上でお伺いしたかったのが、積立資産を大幅に縮減するというので、短期的に試験料を下げるということでした。その積立資産の28億とか6億とか5億は、この財務諸表のどこで見たらいいのでしょうか。縦の方で。

○常務理事 貸借対照表総括表が資料としてあるかと思いますが、資料の1ページですね。これの中ほどに試験登録勘定というのがございます。この枠、縦を下にずうっと見ていただくと、特定資産の中で試験事業安定積立資産が28億、登録事業安定積立が6億4,400万。これを年度計画で減らしていくという話です。

○松原委員 わかりました。ありがとうございます。それで、これは試験登録勘定というのが前の柔道整復のところで出てきた特別会計ということでいいのですね。だから、本来はこういう勘定という名前ですね。恐らく勘定を分けたのは、指定法人の指定業務について特別勘定にしたと考えていいわけですね。そこのところ、非常にわかりやすいと思うのですけれども、でも、今、結城委員からお話があったように、収入が全部特別勘定の方からしか挙がってないとすると、形式的に分けただけで、一般勘定と分けたことの意味というのはどこにあるのかなと。

それで、固定資産に関しては勘定ごとに分かれていますから、建物その他では勘定ごとに特定しているのかなと、この表から推測されたのですが、賞与の引当金等が全部一般勘定に入っていますから、人件費は一般勘定の方に全部載っていると見ていいのですか。

○常務理事 人件費は、試験関係業務の職員は試験会計、その試験関係以外の職員については一般勘定からということでございます。

○松原委員 わかりました。それでは、全体の中の比率でも人数でもいいのですが、試験登録勘定の人数は何人か、一般勘定が何人か。

○常務理事 61人のうち試験関係が41名、その他が20名。

○松原委員 一般勘定が20名と。

○常務理事 はい。

○福祉基盤課長 3ページの管理費の給与手当というところを見ていただければいいと思います。3ページの給与手当というところを見ると、一般勘定と試験登録勘定と債務保証勘定というところで、給与手当、それぞれ額を分けている。

○松原委員 もう一点だけ最後の御質問が、資産の総額が1ページ目ですね。資産合計、これは137

億ということですね。その中の試験事業積立資産とか登録については、ここに示されたように、長妻大臣からの指摘で減らせということだったと思いますが、それ以外の部分について、どのような内容の資産なのか。それから、それについての対応は何かあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○常務理事 資産は、トータルとしては 137 億、1 ページにあるとおりでございます。この中で、先ほど説明に出てまいりました試験事業とか登録事業については、3 年なり 5 年で取り崩していくと。それから、一般勘定の中にあります公益事業拡充資金の資産 5 億 1,000 万、これも先ほど説明ありましたけれども、これは受験手数料とは関係ない、固有の事業の積み上げた資産です。福祉事業者の資質向上のために、年度計画で、これも使っていくということでございます。当面、39 億、約 40 億ぐらひはそういう形で使う計画が今ございます。

あと大きいのは債務保証勘定ですね。ここで 22 年度からは新規にも引き受けはしていませんが、過去に引き受けた分は依然として保証していかなければいけない。何かあった場合はですね。その分の債務保証勘定で責任準備金資産、これも先ほどの数字の近くでございますけれども、27 億 1,000 万とか債権保全準備金資産 3 億 6,000 万、これは今後保証事由が生じるときのための経費でございますから、そのために積んでおかなければいけない金ということでございます。

念のため申し上げますが、そういうのが大どころでありますけれども、資産 137 億ですが、これはプラスの資産でして、マイナスの資産、いわゆる負債が 47 億ございますので、正味の資産としては 90 億弱、89 億ということでございます。ですので、89 億のうち、先ほど申し上げたような数字がこれから年度計画でなくなっていくということがもう見えて。

○松原委員 債務保証勘定に関して、今の金額は適正だとお考えかどうか、厚労省のお立場、ちょっとお伺いしたいのですが。

○福祉基盤課長 債務保証事業、先ほど来御説明があるように、昨年度までということですが、これは保険料という形で、借り入れた額の 0.65 を保険料として積むということにしておりまして、基本的には、その保険料からかかった経費を引いた分がこの責任準備金として積み上がっているというものですので、適正と思っております。

あと、どの程度社会福祉法人が施設のために借りた金が返せなくなるか、なかなか推計しにくい部分もございますので、必ずこれで足りるのか、あるいは少ないのかと完全に言い切れない部分がありますけれども、基本的にはいいのではないかと考えています。

○松原委員 今のはすごく定性的な御説明だと思うのですが、過去の歴史がありますから、事故率等を教えていただけますか。そうでないと、この額が適正かどうかの判断ができないと思うので。今のは感想だと思うのですね。

○理事長 過去 20 年ほどやっているのですが、今まで債務保証で実際に保証したのは 2 件でございます、合計で 2 億 5,000 万ぐらひだと思います。保証したのがですね。ほとんどが地方の方で。

○松原委員 ですから、基盤課長ね、適正ですかと伺ったのは、適正ですとおっしゃられても意味がないので、今のように、2 件で幾らですか。

○理事長 2 億 5,000 万ほどだと思います。

○松原委員 ですから、そこからして、もう一度お伺いしますけれども、適正ですか、この金額。20年で2億。

○福祉基盤課長 そういう意味では、御質問のもとをたどると、元々の保証料が適正だったのかということに戻るかと思えますけれども、先ほど申し上げたように、1億円の場合、65万円、0.65%という保険料の額が適切だったかどうかという問題はあるとは思いますが。ただ、いずれにせよ、一旦保険料として受け取っているものでございますので、これらを積立金として積み立てるとというのがこの勘定としては適正な取り扱いだと思っております。

なお、この制度については昨年度で終わりになるということです。

○北沢座長 ちょっと基本的なことを聞きますけれども、競争環境のない独占的な資格事業ですね。となると、試験内容というのはどういう基準で決められますか。毎年環境変わっている。競争相手はいない。その試験内容、それから受験の手数料ですね。今、3年間出ましたけれども、その後はどういう設定の考え方でいくのか。この2点。

○福祉基盤課長 受験料についてお答えをさせていただきます。受験料については、先ほど申しましたとおり、試験についての人件費と、業務のために必要な経費というものを積み上げて、これで何人の受験者が出るかという見通しを立てて、割った上で受験料を出すという試算をしておりますので、将来的にもそのような方法で試算することになると思います。

○北沢座長 それを積み上げるというのは受動的過ぎて、どのぐらいに人件費を抑えるのかとか、そういうの必要ではないですか。通常、合理化というのはそういうものですね。積み上げて、これだけになったから、受験者はこうだと、だから決めるというのは、その都度対応に見えますけれども、いかがですか。

○福祉基盤課長 私ども、監督官庁として、こちらの法人については、役員の数、職員の数、それから資質等について適正なのかということは常に指導している。その一環として、先ほどOBの役員1名減ということも申し上げましたので、今後とも不断の努力をしていただいて、最低限のコストで試験が実施できるにはどうしたらいいかということを見ながら受験料を設定したいと思えます。

○北沢座長 そうすると、独占的な事業は崩すつもりはないと。厚生労働省は。これだけ高齢社会になって、いろんな資格なりが必要になったと。だったら、もう一つ、こっちの分野はやってやろうとか、そういう競争環境を考えてはいないということですか。

○福祉基盤課長 こちらは国家試験ということでございますので、国家試験の試験問題作成から、試験実施を競争的に入札で安かろう悪かろうというわけにいかないだろうと。やはりノウハウと、先ほど申し上げたような漏洩リスク、その他の状況を考慮すると、これは指定法人制を維持せざるを得ないと思っております。

ただ、勿論、コストについては、常々削減を考えていく、それは重要であるというのは間違いのないと思えます。

○北沢座長 3年後の手数料設定の考え方をちょっと。

○理事長 これは厚生省で決めた設定でございます。厚生労働省が手数料については。

○北沢座長 それはわかっていますけれども、3年間は下げますね。その後は特にないのですか。まだもう少し保留にして考えているという段階ですか。

○福祉基盤課長 はい。先ほど資料の10ページで、将来の推計というのをお出ししたと思います。これはまだ現時点でのあくまでも推計ということで、現時点でのコストを前提に計算しておりますので、今、御指摘があった意味では、更に削減の努力をして、その上でコストが幾らになるかということで、その時点で再計算をするという予定でございます。

○北沢座長 ほかにございますか。

○結城委員 これは教えていただきたいのですけれども、あと事業として団体信用生命保険事業と社会福祉施設従事者相互保険事業を実施なさっているかと思うのですけれども、その意義について教えていただけますでしょうか。

○理事長 まず社会福祉施設の従事者の相互保険事業につきましては、これは施設職員の複利厚生を図るという観点から契約を結びまして、施設の職員等が事故やけが、病気、その他で死亡、あるいは傷害を負ったときに低廉な掛金で費用を保証するという事業でございます。これは職員の福利厚生のために大いに役立っているのではないかと考えております。

それから団体生命信用保険事業の方でございますけれども、これは福祉医療機構の融資の中で、医療貸し付けの方で個人の開設者の融資を行う場合がございます。このときに、その個人で借り入れた方が亡くなるというようなことになりまして返済に苦労することがございますので、そのためのために、保険をかけて、万が一亡くなられたときにはかわって当センターの方が弁済をするというものでございます。

○松原委員 先ほどちょっとお伺いした試験登録勘定と一般勘定のところで、横書きの、財団が用意していただいた資料2-1の1ページ目の下側に、「主な業務の概要」とございますね。それで、上の2つが指定業務ということですから、指定法人としての試験業務だと。その下のその他の事業のところ、非常に大ざっぱに言って一般会計と考えてよろしいとすると、試験業務に関しては、先ほどのお話ですと、40人の方が業務をなさっていると。それから一般会計は20名ということでありました。それで、試験の特別会計は、剰余金というか、積立金を減らしていくということだったと思うのですが、そこは、勘定の中の話ですから、このセンター全体として見たときに、本来の指定業務40人に対して、その他の事業の一般勘定の業務の20人というのが比率として大き過ぎないかという非常に素朴な疑問が出てくるのですね。

一般勘定に関しては、基本的に収入がないということですから、基本的には、試験の方の上がり方がメインであるとすれば、この40人に対して20人という業務の比率の、極端な話、20人の方は限りなくゼロに近くてもいいのではないかという気もするのですね。逆に、先ほど来議論になっている、試験等を全部一括してしまえば、それぞれの試験登録勘定を一括するということになる、残ったセンターの一般勘定というのはそもそも存在意義があるのかということと、試験としてやっていけるのでしょうかという疑問が出ましたので、ちょっとお伺いさせていただきます。

○福祉基盤課長 今、御指摘ありました試験登録勘定以外の部分についても、それぞれの勘定ごとに収入がございますので、それはセンターの方に御説明をお願いしたいと思います。

○常務理事 いわゆる一般勘定でやっている事業については、センター試験登録の受験手数料、登録手数料とは別に、センター独自の財源で、例えば先ほど申し上げました従事者相互保険事業、こういう事業を通じて収益があると。その収益をこの一般勘定の経費に使っているということでございます。

○松原委員 試験登録勘定からは一銭も入ってないということですか。

○常務理事 そうです。試験手数料の収入は試験事業のためにだけ使うということになっております。

○松原委員 繰り返しで、あと、先ほどから、退職金の勘定とかが全部一般の方に載っているのは、これはいいのですか。

○社会・援護局長 2ページから4ページのものが正味財産増減計算書です。これが通常の財表で言った場合の損益になりますから、これで年間の収入と支出を見ていただくというふうに考えればいいと思います。それで、その会計間のやりとりは、ページのちょうど真ん中ごろ。ここで、要するに試験登録勘定に属すべき退職給与分は繰り出すという形で明確にしてある、そういうことだろうなと思います。

○大臣官房長 試験の指定法人について、ちょっと共通的な理解で言っておいた方がいいかなと思うのは、国家試験の指定法人で出している部分について、受験料、あるいは登録制度の登録料については、これは国が決めています。法人が勝手に決めているわけではなくて、国が、各法人からはコストとか聞いていますが、聞いた上で、これは政令とか省令とか、国の方が決めています。したがって、法人が勝手にできる仕組みにはなっていません。そういう形でコスト計算していますので、基本的には、それは試験とか登録とか、その指定された業務だけで閉じた勘定に逆にさせていただいているという形です。したがって、これはもともとあった法人なので別のことをやっていますし、さっきの柔整はどちらかというとその試験のためにつくただけなので、ほとんどがそれだと。そこは成り立ちの違いだと、このように御理解いただければと思います。

○北沢座長 了解しました。ほかにございますか。

○結城委員 要するに、簡単に僕が理解したのは、2つの団体、くっついて一緒にやっているというイメージだと思うのですけれども、先ほど言った団体信用生命とか社会福祉従事者というのは、例えば民間とかもあると思うのですけれども、ここでなければできないという何かメリットと申しますか、民間の金融とかではだめだというのを教えていただければと思います。

○常務理事 絶対的にということとはなかなか自信持って言えないと思うのですが、いわゆる社会福祉施設の職員、役職員の方の福利厚生ということで、全国に相当の数の施設があり、従事者がいる。個々に民間の保険会社と契約するとなかなか割高になるけれども、スケールメリットを生かして私どもがまとめて保険会社と契約してやることによって、個別にやるよりも単価も相当安くなると。現在、15万人の方が加入されております。約5,000ぐらいの施設ですけれども、これを個々にやると、今、私どもが設定している保険料では到底いけないのではないかと。そういう意味では、私どもがそういう形でとりまとめてやるメリットは社会福祉施設の職員の方々にあるのではないかと考えております。

○松原委員 先ほどの会計間の取引について、また財務諸表の方で、縦書きの財務諸表の2ページで、(1)の経常収益の一番下の方ですね。他会計からの繰入額という項目が一般会計、登録会計、収益事業会計とございますね。これが一般勘定の方になっていて、内部取引で相殺消去というのですか、で、プラマイゼロという形になっていますが、これをちょっと説明していただけますか。

○常務理事 これは他会計、いわゆる一つの法人の中でほかの会計とのやりくりで、一方でマイナスの内部消去をやっているわけですが、収入、支出がダブル計上にならないようにという意味で、こういう操作をしているわけでございます。

例えば4ページの収益事業の欄で、中ほどよりちょっと上に一般会計繰出額というのがございますが、ここで支出として整理しておりますけれども、数字としては、今の4ページの9,576万というのは支出として計算しておりますが、2ページに戻っていただくと、収益事業の会計の繰入額ということで、同額が内部取引消去という形でマイナスの9,576万という形にしているところでございます。二重の収入扱いにしないという意味で。

○松原委員 わかりました。会計上の収支はわかりましたから、やはりそれぞれの勘定でちょっとわかりやすく図で、繰出と繰入について矢印を書いていただいて、具体的にその中身が何なのかと。だから、先ほど、試験会計の方からの繰入とかお金のあれはないとおっしゃったけれども、会計の操作上はここであるわけですから、それが出入りでプラマイゼロにしているからないと言っているのか、その辺りのところはちょっとこの数字からだけでは私は疑問が残ると思いますので、具体的な会計間のやりとりについて、明確にわかる資料で、何を繰り入れて何を出しているかと。繰り返しになりますが、試験料収入の方からの繰入はないというのが明確にわかるような形で資料をまた出していただきたいと思います。

○北沢座長 では、後日、よろしく申し上げます。時間が押していますので、そろそろ終わりたいと思います。どうもありがとうございました。